

大和市告示第94号

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号）第14条第2項の規定により、小規模貯水槽水道検査機関の指定を次のとおり解除した。

令和2年5月21日

大和市長 大 木 哲

1 指定を解除した日

令和2年5月1日

2 指定を解除した者

名 称	主たる事業所の所在地	検査の業務の 終了年月日
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	東京都港区海岸三丁目20番20号	令和2年4月30日